

PCクラブ25 会則

第1条 名称・目的

- (1) 本会は老大第25期パソコンクラブOB会で「PCクラブ25」と称す
- (2) 本会の目的は必要なパソコン操作を習得すると共に地域社会に寄与し、自らの生きがいの高揚を図ることを目的とする
- (3) 本会の事務局は会長宅に置く

第2条 会員

- (1) 会員は大阪府老人大学・高齢者大学、及びNPO高齢者大学校の修了生とし、また、上記修了生以外で、入会を希望する者は現会員の紹介、推薦を必要とする
- (2) 会員はパソコン及びメールアドレスを所有し、本会にメールアドレスを公開するものとする

第4条 主たるクラブの活動

- (1) 会員のIT関連知識・技能の向上・研鑽のための活動と親睦を図るものとする
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 本クラブのホームページ開設
- (4) 本クラブのメーリングリストの維持管理

第5条 役員

- (1) 本会には次の役員を置く
会長 佐々木順次
副会長
会計 2名 橋本 喜六 吉澤八重子
会計監査 1名 伊藤隆夫
事務局 2名 高橋 一智 上山 明
- (2) その他、必要に応じ役割担当を定めることができる

第6条 運営

- (1) 本会は毎年一回総会を開催し、協議決定する
・役員を選出
・予算及び決算
・年間行事の細目
- (2) その他、本会の活動に必要な事項が生じた場合は総会を開催し協議のうえ、変更することができる
- (3) 総会の決議は会員の過半数により決定する

第7条 講座の期間と日程

- (1) (自) 令和2年1月～(至) 令和2年12月とする
- (2) 第2及び第4水曜日(午前10時～午後3時)とする
- (3) 補習授業等は必要に応じ別途決定する

第8条 講座コース

- (1) 別紙、本クラブのカリキラムに準じる

第9条 会計

- (1) 本会の会計年度は毎年1月1日～12月31日とし、以下の会費で以って運用する(会費は月会費と必要時に都度分担金として会計が徴収する)
- (2) 月会費は5,000円/3ヶ月
- (3) 月会費は毎年1月・4月・7月・10月の初回授業日に3ヶ月5,000円を前納する
途中入会者は、入会月を含む前納3ヶ月分の残月数分を納入する
- (4) 都度分担金はクラブ活動の分担費でその都度納付する
- (5) 新規入会者は入会金として2,000円を納付する
- (6) 会費は途中で脱会しても返金は行わない

第10条 教材費

- (1) 本会の学習に要する資料代、コピー代等の雑費は会費より支払う

第11条 慶弔金

- (1) 会としては行わない

第12条 管理当番

- (1) 管理当番は特に定めない。全員が教室の準備及び清掃を行うものとする
- (2) レンタルP.Cは別途定めた方法に準じて管理を行うものとする

第13条 その他

- (1) 会則に対し、補足すべき事が生じた場合は別途細則として制定する